

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第2号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	瀬戸市高齢者福祉計画及び瀬戸市介護保険事業計画の見直しについての調査・審議に関する事務	<省略>		瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	瀬戸市老人福祉計画及び瀬戸市介護保険事業計画の見直しについての調査・審議に関する事務	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。